

長久手市民間木造住宅耐震改修費補助金の注意事項

1 共通事項

- (1) 違反建築物は、原則補助対象外です。
- (2) 民間木造住宅耐震改修費補助金申込結果通知書に記載した申請期限までに交付申請書を提出してください。
- (3) 工事契約及び工事着手は交付決定通知後としてください。
- (4) 見積書、契約書、請求書及び領収書には、「耐震補強工事費、附帯工事費、設計費及びその他の工事費（※別契約であればいりません）」の金額を分けて明示してください。

2 交付申請時の添付書類

- (1) 改修計画時に工事箇所ごとにアルファベット又は番号を付け、図面、見積書及び写真等で統一させてください。
- (2) 見積書は、「耐震補強工事費、附帯工事費、設計費及びその他の工事費（※別契約であればいりません）」に分け。内訳は工事箇所ごとに作成してください
- (3) 見積書の数量は、平米数や個数等で図面との整合を確認できるようにしてください。原則「一式」としての計上は不可です。
- (4) 附帯工事のうち、既設部分の撤去復旧工事の補助対象範囲は、耐震補強部分のみです（ただし床、天井は壁から90cmまでとします）。
- (5) 劣化度の評価を向上させることを目的とした工事がある場合は、図面及び写真で位置の確認ができるものを提出してください。
- (6) 「一般診断法」による補強計算で「その他別添仕様」となる場合、壁強さ倍率の認定書の写しの添付が必要です。
- (7) 愛知県建築地震災害軽減システム研究協議会の評価工法を採用する場合は、評価シートの添付が必要です。
- (8) 添付図面には、建築士事務所名及び事務所登録番号と建築士の記名をしてください。

3 その他

- (1) 耐震改修工事に着手した場合は、速やかに工事着手届を提出してください。また、提出時に中間検査の日程を調整してください。
- (2) 工事が工期内に完了しない場合は、事前に工事遅滞等報告書を提出してください。
- (3) 改修工事施工箇所及び施工方法を変更する場合は、速やかに変更承認申請書を提出してください（必ず変更箇所に着手する前にご相談ください）。
- (4) 工事写真は、使用材料の写真及び全ての補強箇所（柱・筋交い・構造用合板・接続金物等）について、「施行前・施行中・施行後」の写真が必要です。
万が一写真を撮り忘れた場合は、その部分が計画通りに施工してあることを設計者が現地で確認した旨を明示（記名が必要）してください。